

政令月額計算例

計算例A 家族構成3人(本人、妻、子)の場合

①年間総所得金額 2,350,000円

本人(33歳)会社員 所得金額2,000,000円

妻(33歳)パート 所得金額350,000円

子(8歳)小学生

②年間控除金額 760,000円

同居親族控除 380,000円×2人(妻、子)

③政令月額の計算

①(2,350,000円) - ②(760,000円) ÷12カ月 = **政令月額132,500円**

計算例B 家族構成4人(本人、妻、子、父)

①年間総所得金額 2,500,000円

本人(33歳)会社員 所得金額2,000,000円

妻(33歳)パート 所得金額350,000円

子(8歳)小学生

父(71歳)所得金額150,000円

②年間控除金額 1,240,000円

同居親族控除 380,000円×3人(妻、子、父)

老人扶養親族控除 100,000円

③政令月額の計算

①(2,500,000円) - ②(1,240,000円) ÷12カ月 = **政令月額105,000円**

計算例C 家族構成2人(本人、妻)

①年間総所得金額 2,350,000円

本人(33歳)会社員 所得金額2,000,000円

妻(33歳)パート 所得金額350,000円

②年間控除金額 380,000円

同居親族控除 380,000円×1人(妻)

③政令月額の計算

①(2,350,000円) - ②(380,000円) ÷12カ月 = **政令月額164,166円**

※計算例A・Bの場合は、政令月額158,000円以下のため、公営住宅の入居基準を満たします。
(ただし裁量世帯の場合は、214,000円以下まで公営住宅の入居基準を満たします。)

裁量世帯とは、

- ①小学校就学前の子供がいる世帯 ②申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが満60歳以上の者または18歳未満の方からなる世帯 ③障害者世帯 ④戦傷病者世帯 ⑤原子爆弾被爆者世帯 ⑥引揚者世帯 ⑦ハンセン病療養所退所者世帯

※計算例Cの場合は、政令月額158,001円以上のため、特定公共賃貸住宅の入居基準を満たします。